

令和4年

第2回 農業委員会総会（月例会）議案

令和4年2月7日

前橋市農業委員会

## 令和4年 第2回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年2月7日午後2時05分
- ・閉会日時 令和4年2月7日午後3時07分
- ・開催場所 市庁舎3階31会議室、33会議室

### ・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

### ・事務局出席者

事務局長 鶴野 明広	副参事 藤井 義嗣	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	主任 井上 一則	主事 星野 晴香	主事 小池 雪乃
主事 井上 水葵	主事 森田 悠紀	嘱託員 古市 直子	

### ・付議事件

- (1) 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第8号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（4条）
- (3) 議案第9号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

### ・協議事項

- (1) 農用地利用集積促進事業奨励金の審査について
- (2) 農業経営基盤強化促進法（利用権）による農地所有適格法人以外の法人（認定農業者）の取り扱い（案）について

### ・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 農地転用等の意見聴取の結果について

鵜野局長	<p>それでは、これより令和4年第2回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
深町会長	◇(挨拶)
鵜野局長	<p>続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日は在任委員24名、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ここからは会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>《深町会長、議長に就任》</p> <p>それでは、令和4年第2回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。3番 須賀 民雄委員、4番 平野 豊一委員をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から13番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。</p>
佐藤副主幹	◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)
議長	<p>以上、整理番号1番から11番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
4番委員 (3班班長)	<p>なお、1番は、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。報告します。第3条の1番、売買の申請です。申請地は前橋市民プールから北西に位置する上細井町地区の農用地区域内にある農地で、7筆中5筆は来年完了予定の土地改良造成中であります。面談には申請人本人と行政書士の2名で来られました。申請人は農家の生まれで、子供の頃は手伝い、会社勤め退職後は営農したいと考えていて、10年ほど前、譲渡人の父親と知り合い、高齢で管理に困っていたため、申請地を含めた8反の農地を代わって耕作や除草をしてきたそうです。貸し手の父親も亡くなり、相続した譲渡人も高崎在住で、今後のことを考え、譲渡人の意向もあり、売買に至ったそうです。退職後の6年ほど前から全農などの野菜栽培、除草などの講習を10数回、受講し、ネギ、サトイモ、ブロッコリーなどを夫婦で収穫し、前橋市場へ出荷して収入を得ているとのこと。農機具もトラクター2台など上細井町内に所有、保管し、自宅も5分ほどの近いところに住んでいます。土地改良後の営農面積も増えるなど、調査班としては本人の営農意欲、確実性などがあると認められ、許可相当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
議長	◇(意見、質問等なし)
議長	<p>ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。</p> <p>整理番号12番と13番は5条申請との関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	◇(挙手)
議長	<p>全員賛成でありますので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号12番と13番は5条申請との関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から11番を許可とすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号 農地法の規定による許可後の計画変更申請4条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。</p>
小池主事	◇(議案書・順次、整理番号、内容等、転用目的を朗読、説明)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>

- 議 長 ◇ (意見、質問等なし)  
ご意見等ございませんので、採決をさせていただきます。  
整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第8号 農地法の規定による許可後の計画変更申請4条許可について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。  
途中ですが、一つ訂正をお願いしたいと思います。先ほど、第7号議案の関係で最終的な採決の部分で、議案第2号ということで申し上げましたけれども、大変、失礼しました。議案第7号の誤りでした。訂正していただきたいと思います。  
それでは、次に、議案第9号 農地法の規定による許可の取消し5条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
- 井上主任  
議 長 ◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明)  
以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
- 議 長 ◇ (意見、質問等なし)  
質問等ないようですので、採決をしたいと思います。  
整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第9号 農地法の規定による許可の取消し5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。  
次に、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から2番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
- 小池主事 ◇ (議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明)  
以上、整理番号1番から2番の申請については、農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議 長 なお、2番につきましては、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。
- 4番委員  
(3班班長) 報告します。4条の2番の一時転用の申請です。申請地は前橋市立月田小学校より東北東約670mに位置する農振農用区域内にある農地です。面接には申請人本人と行政書士の2名で来られました。申請人は桐生市新里町でナス、ミニトマトなど、長年、農業を営み、昨年5月に第3条申請で、宮城の市之関町で営農型太陽光下でのブルーベリーの作付けを始めました。さらにブルーベリーを拡大したく、昨年6月、第3条申請で売買許可を得て、今回の申請地を取得しました。しかし、道路や隣接する農地より低いところで3mほどもある窪地で、隣接地からの雨水の流入がある地形なので、盛土を行う農地改良のための許可を得たく、今回の申請に至ったそうです。搬入業者は前橋市西大室町の業者に頼んでおり、主に埼玉の方から、それから前橋市内からも建設残土を受け入れる計画で、廃棄物対策課に手続きをして、8,000m<sup>3</sup>、さらに作土を入れる計画です。工事中の安全管理は搬入業者にしっかりお願いし、改良後は道路や東の水路に土砂流出のないよう、根の張る植物を植えるそうです。調査班としては農地改良の必要性を認め、許可相当と判断しました。以上です。
- 議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
- 6番委員 はい、6番。今、盛土をするのにあたって、土は建設残土を、という話でした。また、ブルーベリーを栽培するという話もありました。建設残土のところにブルーベリーを植えて、果たして収穫というものはうまくいくものなのでしょうか。そのへんは確認しているかどうか、お聞きしたいと思います。
- 4番委員  
(3班班長) 作土は別に入れます。3m近くのすごい窪地です。それで8,000m<sup>3</sup>ほどの残土を入れて、作土はまた30cm厚さで入れるそうです。

議 長 6番委員、建設残土プラス上に30cmほどの作土をするということで、ご理解いただけますか。

6番委員 分かりました。結構です。

議 長 他になければ、採決をしたいと思います。

整理番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から2番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から21番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番から20番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 なお、整理番号5番、6番、10番および14番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

4番委員 (3班班長) 報告します。5条の5番、6番。売買による診療所、露天駐車場の申請です。申請地は前橋市立駒形小学校から北約170m、JR両毛線駒形駅から南西約530mに位置し、西は田、北、南、東は水路、道路、宅地、住宅などが混在する小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、事務長、行政書士、事務員、不動産会社の方の4名で来られました。申請人の医療法人は太田市新井で訪問医療を営んでいて、厚生労働省の定める訪問医療として、直線距離で半径16kmに合わせて、県内西方面を探していたところ、北に約200mに駒形バイパス、北から西に大きくカーブする大胡・高崎線に数十メートルで出入りできる場所にたどり着いたそうです。今回、申請地を取得すれば、医師12名、看護師25名、医療事務員25名で訪問介護に参入し、3名1チームが12チームできるそうです。診療時間は日中9時から17時ですが、24時間対応でき、西は高崎、吉井の市境、北は大間々、南は本庄の地域までカバーできるそうです。周囲には120cmのフェンス、出入口は水路に橋を架け、もともと南の道路より少し高い土地で、碎石での露天駐車場、雨水浸透枳を数か所設置するそうです。平屋建物で、西側の農地への日陰の影響も問題ないようなことから、調査班としては、被害防除対策が取られていることや転用の確実性、実行性が確認できたことから許可相当と判断しました。以上です。

5条の10番、有料老人ホーム建設です。申請地は群馬県総合スポーツセンターテニスコートから北北東約280m、上武国道北で国道17号から西に入ったところで、東、北が道路、西は宅地と雑種地、南は宅地と畑に囲まれた第3種農地です。面談には申請会社の代表の家族と行政書士、申請会社の現場監督の3人で来られました。申請人は土地、建物の売買、賃借を営み、前橋南部で有料老人ホームを経営する会社が、前橋北部にもと探していたところ、知り合い、申請人が土地を取得、建物を建設し、老人ホーム経営会社へ貸すという形態になるそうです。規模は木造2階建てで、入居30床、日帰りデイサービスも行い、職員は20人ほどの計画だそうです。現在、地目は畑で、長らく休耕でしたが、雑草程度に管理されています。東道路より少し高い土地で、現地盤で造成整地で、雨水は南と東道路のすでにある水路に放流するそうです。すでに宅地でブロック塀があるところ以外の西、南には1mのフェンスを付ける予定です。調査班としては、隣接住宅、農地などへの被害防除対策が取られ、地元住民にも貢献に繋がることから許可相当と判断しました。以上です。

第5条の14番、賃貸借の店舗用地の申請です。申請地は上毛電鉄膳駅から西南約210mの距離、前橋市粕川支所から東北東約760mに位置し、東側は水路、西側、北側、南側は道

路に囲まれた第3種農地です。面接には申請人からの請負の建設業者と行政書士の2人で来られました。申請会社は北陸、中部、関東などに800店舗、前橋市においても11店舗営業を行っていますが、前橋東部になかったため、今回、店舗を建築し、周辺住民に貢献したく申請したそうです。現地は南側の県道より少し高い農地で、切土し、南入口で1.5mから1.8mのフェンスで囲うそうです。雨水は南東の端に集水し、既存の水路へ流し、外灯、照明は内向きで、周囲の農作物に影響のないようにすることです。調査班としては被害防除対策が取られ、周辺住民の利便に繋がると見られることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号21番は3条申請との関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号19番については複数市町村にまたがる申請のため、知事処分となりますので許可相当とし、整理番号1番から18番、20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

賛成多数でありますので、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号21番は3条申請との関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号19番については複数市町村にまたがる申請のため、知事処分となりますので許可相当とし、県へ進達し、整理番号1番から18番、20番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分につきましては群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについては、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願います。

それでは、審議を保留いたしました農地法第3条の整理番号12番、13番、農地法第5条の整理番号21番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号12番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしており、また、13番については事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。

井上主任

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明）

以上、整理番号21番は、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、お願いします。

議 長

なお、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

4 番委員

報告します。第3条12番、13番、第5条21番、賃貸借、営農型太陽光の一時転用です。

（3 班班長）

申請地は、前橋市消防局東消防署から南100mに位置する農振農用区域内にある農地です。面接には申請農業法人の議決権を持つ息子さんが来られました。申請地は長年にわたり耕作放棄地でした。申請人の親子は榛名町で代々のシイタケ、ウメ農家で、2011年の東日本大震災の原発放射能の影響で原木シイタケでの営農を断念し、ウメによる営農型太陽光を始めることとして、榛東村で始めました。一昨年には、前橋市東金丸町において第3条、第5条の許可を得て始め、出荷先の加工会社より、群馬県産ウメから前橋産ウメへと原産地をしばり、「赤城の恵」ブランド化の認定を目指すことを相談され、前橋市内での農地を探していたところ、申請地にたどり着いたとのこと。ウメの営農知識、技術、経験は専従者の4人が十分あり、農機具、運搬車も所有し、資金もJAからの融資も決まっているそうです。心配される太陽光パネルの遮光も、榛名町では杉の山林内でも生育に影響がないように植え付けており、今回の申請地でも光合成の必要な時期にまんべんなく当たる間隔での植付けで、パネルにより風雨除け、雹や霜除けに期待できるそうです。申請地に隣接する北側は資材置場で2m以上の高い塀があり、西は水路、畑、東、南は道路で地盤は高く、特に南は30cmくらい高く、土

砂流失にならないよう造成で転圧、フェンスなどを考えているそうです。調査班としては、営農意欲、計画が認められ、営農の確実性もあり、被害防除対策も取られ、太陽光も申請人が運営することから、許可相当と判断しました。以上です

議長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ございませんね。ないようですので、採決をしたいと思います。

農地法第3条の整理番号12番と13番、農地法第5条の整理番号21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

賛成多数でありますので、農地法第3条の整理番号12番と13番、農地法第5条の整理番号21番を許可とすることに決定いたします。

次に協議事項（1）農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

星野主事

◇（別途資料の朗読、説明）

議長

以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ないようですので、採決をしたいと思います。

農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、協議事項（1）農用地利用集積促進事業奨励金の審査については、原案を決定といたします。

次に、協議事項（2）農業経営基盤強化促進法（利用権）による農地所有適格法人以外の法人（認定農業者）の取り扱い（案）について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

星野主事

◇（別途資料の朗読、説明）

議長

以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ないようですので、採決をしたいと思います。

農業経営基盤強化促進法（利用権）による農地所有適格法人以外の法人（認定農業者）の取り扱い（案）について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

賛成多数でありますので、協議事項（2）農業経営基盤強化促進法（利用権）による農地所有適格法人以外の法人（認定農業者）の取り扱い（案）については、原案を承認することに決定いたします。

次に、18ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

（1）法第4条の届出書の受理状況 7件

（2）法第5条の届出書の受理状況 17件

（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 11件

報告事項（4）は、1月総会において許可した、法第4条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。総会を閉会とさせていただきます。

（閉会午後3時07分）

